

令和4年 6月 日光市農業委員会総会議事録

日時場所 令和4年6月21日 午後2時 日光市役所本庁舎大会議室

出席農業委員	9名
	1番 川村耕一 2番 手塚幸子 3番 高橋和子 4番 福田絹江
	6番 加藤英利 7番 神山隆治 8番 増 湊 勝 9番 高橋久美子
	11番 渡邊悦子
欠席農業委員	5番 斎藤敏夫 10番 小池毅
出席推進委員	20名
	12番 柏木武 13番 福田富美男 14番 大島一比古 15番 富田順子
	16番 福田正明 17番 神山守 18番 村上隆 19番 酒主学
	20番 星野由起夫 21番 西巻光次 22番 福田浩一 23番 柴田洋一
	24番 吉原浩之 25番 福田重勝 26番 福田隆夫 27番 大島昭吾
	28番 阿久津文枝 29番 大貫宣秀 30番 佐藤修一 31番 小倉政一
欠席推進委員	なし
傍聴人	なし

- 第1 議事録署名人の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 報告第15号 農地法第4条の規定による許可書の交付について
- 第4 報告第16号 農地法第5条の規定による許可書の交付について
- 第5 報告第17号 農地法第18条(通知)について
- 第6 推薦第3号 日光市農政対策協議会理事の推薦について
- 第7 推薦第4号 日光市太陽光発電設備設置審議会委員の推薦について
- 第8 議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第9 議案第39号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第10 議案第40号 非農地証明願について
- 第11 議案第41号 農地法施行規則第95条の規定による意見の決定について
- 第12 議案第42号 農業経営基盤強化促進法第19条(農用地利用集積計画の公告)に基づく決定について
- 第13 議案第43号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2(農用地利用集積計画の公告)に基づく決定について

河合誠一事務局長

皆様、お集まりいただきましてありがとうございます。それでは、日光市農業委員会総会規則第5条第5項の規定により、会長を議長として会議を進めてまいります。

本日の出席委員は、農業委員11名中9名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項に定める定足数を満たしておりますので、本総会は有効に成立しております。また、推進委員につきましては20名中20名の出席で

あります。本日の傍聴人はいらっしゃいません。

福田絹江議長

ただ今から、令和4年6月 日光市農業委員会総会を開会いたします。
本日の議事日程につきまして、河合事務局長に朗読させます。

河合誠一事務局長

(議事日程を朗読)

福田絹江議長

日程第1「議事録署名人の指名」を行います。議事録署名人については、私、議長において指名をいたしたいと思えます7番神山隆治委員、8番増湊勝委員のご両名を指名いたします。

なお、本日の会議書記につきましては、事務局職員の福田主幹を指名いたします。

福田絹江議長

つづきまして日程第2「会期の決定」を行います。本総会の会期につきましては、本日1日限りといたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし。」との声あり)

異議なしと認めます。よりまして、本総会の会期につきましては、本日1日限りとすることに決めます。

それでは議事に入ります。なお、報告事項や議案の説明にあたりましては、敬称を省略するなど簡潔に説明をお願いいたします。

福田絹江議長

日程第3、報告第15号「農地法第4条の規定による許可書の交付について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

(川村光代主任挙手)

はい、川村主任お願いします。

川村光代主任

報告第12号「農地法第4条の規定による許可書の交付について」ご説明します。議案書は1ページをお開きください。先月の4条申請は2件ございました。許可書につきましても2件交付いたしました。申請人、土地の所在等は資料のとおりです。総会審議日は令和4年5月20日。許可日および指令番号につきましては、令和4年5月20日、日農委指令第4-4号及び5号で許可書を発行しております。以上でございます。

福田絹江議長

報告ではございますが、何かご質問等ございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

よろしいですか。

(「はい。」との声あり)

それでは次に移ります。

福田絹江議長

日程第4、報告第16号「農地法第5条の規定による許可書の交付について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

(川村光代主任挙手)

はい、川村主任お願いします。

川村光代主任

報告第16号「農地法第5条の規定による許可書の交付について」ご説明します。議案書は2ページをお開きください。先月の5条申請は5件ございました。許可書につきましても5件交付いたしました。譲渡人、譲受人、土地の所在等は総会資料のとおりです。総会審議日は令和4年5月20日。許可日および指令番号につきましては、令和4年5月20日、日農委指令第5-7号から11号で許可書を発行しております。以上でございます。

報告ではございますが、何かご質問等ございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

よろしいですか。
(「はい。」との声あり)
それでは次に移ります。

福田絹江議長

日程第5、報告第17号「農地法第18条（通知）について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

(鯉沼慶主査挙手)

鯉沼慶主査

はい、鯉沼主査。

報告第17号 農地法第18条（通知）について、ご説明いたします。総会資料は、4ページから9ページとなります。本案件は、農地法第18条第6項の規定による通知があったことの報告となります。貸し人・借り人の住所・氏名及び土地の表示、解約理由等は通知のとおりです。件数は9件で、申請番号1番から4番までが農地法第3条の解約、申請番号5番が農業委員会扱いの利用権の解約、申請番号6番から9番が市農業公社扱いの利用権の解約となります。以上ご報告いたします。

福田絹江議長

これもご報告でございますが、何かご質問等ございましたらお受けします。

(「なし。」との声あり)

よろしいですか。

(「はい。」との声あり)

ないようですので次に移ります。

福田絹江議長

日程第6、推薦第3号、「日光市農政対策協議会理事の推薦について」を議題とし、事務局に説明を求めます。

(福田貴子主幹挙手)

福田貴子主幹

はい、福田主幹。

推薦第3号「日光市農政対策協議会理事の推薦について」ご説明いたします。農政対策協議会につきましては、農政意識の高揚を図り、自らの団結により農政活動を行い、社会的、経済的地位の向上に寄与することを目的としております。日光市農政対策協議会理事について、会則の規定により日光市農業委員会の会長の職にある者を推薦することとなっております。任期は、令和4年7月1日から令和5年6月30日までとなっております。以上です。

説明が終わりました。何かご質問等ございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

福田絹江議長

それでは質疑を終結し、採決いたします。私、福田を委員として『推薦』するということに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、「日光市農政対策協議会理事」に、私、福田を『推薦』することに決しました。

福田絹江議長

日程第7、推薦第4号、「日光市農政対策協議会理事の推薦について」を議題とし、事務局に説明を求めます。

(福田貴子主幹挙手)

福田貴子主幹

はい、福田主幹。

推薦第4号「日光市太陽光発電設備設置審議会委員の推薦について」ご説明いたします。なお、太陽光発電設備設置審議会につきましては、太陽光発電設備の設置と地域環境の調和に関する重要事項を調査し、審議することを目的としております。日光市太陽光発電設備設置審議会委員について、日光市農業委員会から1名の委員を推薦し、市長が委嘱するものです。任期は令和4年6月29日から令和6年6月28日までとなっております。なお、日光市太陽光発

電設備設置審議会の担当課からは、女性委員を推薦して欲しい旨の依頼がありましたのでご報告いたします。以上です。

福田絹江議長

説明が終わりました。どのような方法で選任したらよろしいでしょうか。

(加藤英利農業委員挙手)

はい、加藤委員。

加藤英利農業委員

議長一任でお願いします。

福田絹江議長

ただいま議長一任の声がありました。議長が指名することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議ありませんので、議長において指名いたします。

それでは高橋久美子委員を指名いたします。

高橋久美子委員を推選することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、日光市太陽光発電設備設置審議委員会委員に高橋久美子委員を推選することに決しました。

福田絹江議長

議案第38号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。今月の現地調査は、情報発信活動部会が担当しております。渡邊副部会長から全体の説明をお願いします。

(渡邊悦子農業委員挙手)

はい、渡邊副部会長。

渡邊悦子農業委員

本日、斎藤敏夫部会長が欠席のため、私、渡邊がご報告いたします。今回の現地調査は6月17日に、情報発信活動部会が2班体制で行いました。1班が星野由起夫委員、福田隆夫委員、私、渡邊、事務局から河合事務局長、川村主任が対応いたしました。2班は、斎藤敏夫部会長、西巻光次委員、福田重勝委員、福田会長、事務局から福田係長と鯉沼主査が対応いたしました。内容ですが農地法3条の申請が8件、5条申請が3件、非農地証明願が4件、合計15件です。続いて班編成と報告する委員を説明します。担当委員ですが、農地法第3条の1番から3番については、西巻光次委員、4番を私、渡邊、5番、6番を星野由起夫委員、7番、8番を福田隆夫委員、5条申請の1番は福田重勝委員、2番、3番を星野由起夫委員、非農地証明願の1番を西巻光次委員、2番を福田隆夫委員、3番、4番を福田重勝委員が担当しました。なお担当委員がご説明しますのでご審議の程よろしくお願いいたします。

福田絹江議長

ありがとうございました。それでは、番号1番、2番、3番は関連がありますので、一括して担当委員の報告を求めます。

(西巻光次推進委員挙手)

はい、西巻委員。

西巻光次推進委員

私は、議案第38号の1番から3番を担当いたしました。本申請は、日光市豊田地内における売買による3条申請です。譲渡人、譲受人、申請地等は資料のとおりです。申請地は、豊田地内、日光市消防本部付近の国道461号線を挟んで東西へ350メートルほどの範囲に6ヶ所に位置しております。案内図による説明です。赤は申請番号1番の土地です。青が2番の土地です。緑が3番の土地です。日光市消防本部から西へ150メートルほど進んだ所とその西と南付近、及び消防本部から南に80メートルほど進んだ所とその南と西付近に、申請地が点在しています。公図による説明です。申請地は23筆で、登記簿地目は田・畑・山林・宅地、現況は田と畑となっております。譲受人は1番の譲渡人の息子夫婦を構成員とする、平成17年に設立された法人です。現在農地を所有はしていませんが、鉢花や水稻の栽培を行っています。営農計画書が提出されており、農地取得後は水稻や鉢花、きゅうりの栽培をする予定です。

利用権はありません。以上のことから農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えますのでご審議の程よろしくお願いいたします。

福田絹江議長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討・協議の結果について渡邊副部長から報告をお願いします。

(渡邊悦子農業委員挙手)

はい、渡邊副部長。

渡邊悦子農業委員

この案件は売買による3条申請です。現地調査後の検討会議の結果では、譲受人は農地を適切に管理し何ら問題がないと考えます。ご審議の程宜しくお願いいたします。

福田絹江議長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。それでは情報発信活動部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

(福田富美男委員挙手)

はい、福田委員。

福田富美男推進委員

このように相続ではなく売買にすると税金対策になるのかなと考えますが、参考のために説明していただきたいと思います。

(河合誠一事務局長挙手)

はい、河合局長

福田絹江議長

河合誠一事務局長

生前贈与等の税金については把握しておりません。今回の場合は、親子間というのではなくて法人の方に所有権を移動するという申請になっております。

(加藤英利農業委員挙手)

はい、加藤委員。

福田絹江議長

加藤英利農業委員

写真にマンホールが映っております。先行設置した場合は始末書を取ることになっていると思います。

(川村光代主任挙手)

はい、川村主任。

福田絹江議長

川村光代主任

以前に転用申請があった時に、汚水柵を前もって設置していた案件があり、私の方で栃木県に確認したところ始末書をとった方が良いということだったため、転用の場合で前もって設置してしまった場合は始末書を取ることになった次第であります。

西巻光次推進委員

今回は転用目的ではなくて、売買目的ですので、始末書が必要かどうかを考えていただきたいと思います。

加藤英利農業委員

売買でも転用でも、ここは農地なのですから、その考え方は理解できません。(福田貴子主幹挙手)

はい、福田主幹。

福田絹江議長

福田貴子主幹

写真を見ただけでは、上水道なのか下水道なのかわかりません。例えば農業用の給水のために使用するということであれば問題ないと思いますので、何の目的で設置したのか確認をとらせていただきたいと思います。

福田絹江議長

設置した経緯などの確認をとったうえで、始末書が必要ということであれば、始末書を添付していただくということによろしいですか。

(「はい。」との声あり)

それでは、確認をとったうえでの許可ということで、『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号1番、2番、3番は原案のとおり『許可』することに決しました。

福田絹江議長

続きまして、番号4番について担当委員の報告を求めます。

(渡邊悦子農業委員挙手)

渡邊悦子農業委員

はい、渡邊委員。

私は、議案第38号の4番を担当いたしました。総会資料14ページ、議案第38号の4番ですが、本申請は、日光市塩野室町地内における売買による3条申請です。譲渡人、譲受人、申請地等は資料のとおりです。位置図による説明です。申請地は、塩野室町地内、塩野室交差点から北へ約900メートルに位置した場所です。案内図による説明です。塩野室交差点から北に約900メートル進み右折、南東へ40メートルほど進んだ左手に申請地があります。公図による説明です。申請地は1筆で、登記簿地目は畑、現況は田となっております。譲受人は経営農地を適切に管理しており、家族2人で、水稻を作付けしております。農地取得後も水稻の栽培を行う予定です。利用権はありません。以上の事から農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

福田絹江議長

ありがとうございます。それでは、現地調査後の検討・協議の結果について福田重勝推進委員から報告願います。

(福田重勝推進委員挙手)

はい、福田重勝推進委員。

福田重勝推進委員

現地調査後の検討会議でも周りに及ぼす影響はないということで何ら問題ないとの見解です。ご審議の程宜しくお願いいたします。

福田絹江議長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。それでは情報発信活動部会以外の委員の方からご意見、ご質問がございましたらお受けいたします。

(加藤英利農業委員)

加藤英利農業委員
柳澤裕紀副主幹
福田絹江議長

はい、加藤委員。

周りの田は誰が作付けしたのでしょうか。

台帳上は貸し借りはありませんが受人がやっているのだと思います。

ほかに質問はございませんか。

(「なし。」との声あり)

質問がないようですので、質疑を終結し、採決を行います。番号4番については、原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号4番は原案のとおり『許可』することに決しました。

福田絹江議長

続きまして、番号5番について担当委員の報告を求めます。

(星野由起夫推進委員挙手)

はい、星野委員。

星野由起夫推進委員

私は、議案第38号の5番を担当しました。本申請は、日光市小林地内における交換による3条申請です。譲渡人、譲受人、申請地等は資料のとおりです。位置図による説明です。申請地は、小林地内、県道今市氏家線小林橋南交差点から北東へ約400メートルに位置した場所です。案内図による説明です。小林橋南交差点から北へ450メートルほど進み右折し、南東へ220メートルほど進んだ右手に申請地があります。公図による説明です。申請地は1筆で、登記簿地目・現況ともに田となっております。譲受人は経営農地を適切に管理しており、家族2人で、水稻などを作付けして、交換後は野菜などを作付けする予定です。以上のことから農地法第3条第2項各号に該当しないため許可相当と考えますのでご審議の程よろしくお願いいたします。

福田絹江議長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討・協議の結果について渡邊副部会長から報告をお願いします。

(渡邊悦子農業委員挙手)

はい、渡邊副部会長。

渡邊悦子農業委員

交換による3条申請です。写真を見てもわかりますように適切に耕作していると思われるので、部会では許可することに何ら問題ないと考えます。ご審議の程宜しくお願いいたします。

福田絹江議長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。それでは情報発信活動部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

意見もないようですので採決してよろしいでしょうか。

(「はい。」との声あり)

それでは、質疑を集結し採決を行います。番号5番については、原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号5番は原案のとおり『許可』することに決しました。

福田絹江議長

続きまして、番号6番について担当委員の報告を求めます。

(星野由起夫推進委員挙手)

はい、星野委員。

星野由起夫推進委員

私は、議案第38号の6番を担当いたしました。本申請は、日光市小林地内における交換による3条申請です。譲渡人、譲受人、申請地等は資料のとおりです。位置図による説明です。申請地は、小林地内、県道今市氏家線小林橋南交差点から北へ約600メートルに位置した場所です。案内図による説明です。小林橋南交差点から北へ560メートルほど進み左折し、道なりに120メートルほど進み左折し、西へ20メートルほど進んだ左手に申請地があります。公図による説明です。申請地は1筆で、登記簿地目・現況ともに田となっております。譲受人は経営農地を適切に管理しており、家族3人で、水稻、野菜などを作付けしております。農地取得後も水稻の栽培を行う予定です。以上のことから農地法第3条第2項各号に該当しないため許可相当と考えます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

福田絹江議長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討・協議の結果について渡邊副部長から報告をお願いします。

(渡邊悦子農業委員挙手)

はい、渡邊副部長。

渡邊悦子農業委員

写真を見てもわかりますように適切に管理していると思われるので、部会では許可することに何ら問題はないと考えますのでご審議の程宜しくお願いいたします。

福田絹江議長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。それでは情報発信活動部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

(加藤英利農業委員挙手)

はい、加藤委員。

加藤英利農業委員

これはずっと前から交換して耕作していたのですか。わかったら教えてください。

福田貴子主幹

事務局では把握しておりません。

(柏木武推進委員挙手)

はい、柏木委員。

福田絹江議長

面積は両方とも同じですが合わせたんですか。

柏木武推進委員

聞いたところでは偶然同じということです。

渡邊悦子農業委員

他にご質問はございませんか。

福田絹江議長

(「なし。」との声あり)

採決してよろしいでしょうか。

(「はい。」との声あり)

それでは、質疑を集結し採決を行います。番号6番については、原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号6番は原案のとおり『許可』することに決しました。

福田絹江議長

続きまして、番号7番、8番は関連がありますので、一括して担当委員の報告を求めます。

(福田隆夫推進委員挙手)

はい、福田委員。

福田隆夫推進委員

私は、議案第38号の7番、8番を担当いたしました。本申請は、日光市大室地内における売買を目的とした3条申請です。譲渡人、譲受人、申請地等は資料のとおりです。位置図による説明です。申請地は、大室地内、大室交差点から南東へ約1.2キロメートルに位置した場所と、そこから東へ約400メートルの場所です。案内図による説明です。大室交差点から東へ1500メートルほど進み、これは広域農道ですが右折して南に380メートルほど進んだ左手と、そこから西へ400メートルほど進んだ先に申請地があります。公図による説明です。7番の申請地は3筆で、8番の申請地は5筆あります。登記簿地目は田、現況は遊休農地ですが田となっております。雑草が生い茂って雑木もあり中へ入って行けない状態です。大室ダムの下流域になります。譲受人は経営農地を適切に管理しており、家族2人で、野菜を作付けしています。他に芹沼地区の遊休農地を取得し野菜を作付けしている実績があります。農地取得後も野菜の作付けを予定しています。利用権はありま以上のことから農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えますのでご審議の程よろしくお願いいたします。

福田絹江議長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討・協議の結果について渡邊副部長から報告をお願いします。

(渡邊悦子農業委員挙手)

はい、渡邊副部長。

渡邊悦子農業委員

申請地を整備して野菜を作付けするということです。実績がある方だということですので荒廃農地にならないですむと思います。そのようなことから部会でも許可することに何ら問題がないと考えます。ご審議の程宜しくお願いいたします。

福田絹江議長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。それでは情報発信活動部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

(大貫宣秀推進委員挙手)

大貫宣秀推進委員

7番と8番は同じ方ですが、経営面積が違っているのはどうしてでしょうか。

(福田貴子主幹挙手)

福田絹江議長

はい、福田主幹。

福田貴子主幹

現在の経営面積に今回の申請面積を加えた数値を表示しておりまして、7番と8番の申請面積をそれぞれ加えた数値を表示しております。

福田絹江議長

荒廃農地を解消するという願ったり叶ったりの案件です。他にご質問はございませんか。

(「なし。」との声あり)

意見もないようですので採決してよろしいでしょうか。

(「はい。」との声あり)

それでは、質疑を集結し採決を行います。番号1番、2番、3番については、原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号1番、2番、3番は原案のとおり『許可』することに決しました。

福田絹江議長

日程第9、議案第39号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。なお、3番につきましては、取り下げとなりましたので報告いたします。それでは番号1番について担当委員の報告を求めます。

(福田重勝推進委員挙手)

はい、福田委員。

福田重勝推進委員

私は、第5条の1番を担当いたしました。譲渡人、譲受人及び申請地等は資料のとおりです。本申請は木和田島地内におきまして、売買により住宅敷地拡張を目的として転用する案件です。位置図による説明です。木和田島交差点から北西200メートルに位置します。案内図です。木和田島交差点からJR下野大沢駅方面に向かいすぐ左折して140メートル進み、道なりに150メートル進み左折したところに申請地があります。登記簿地目は山林、現況は畑です。周囲の状況は東側が譲受人の宅地、西側が宅地造成地、南側が公衆用道路、北側が譲渡人の宅地です。土地利用計画図です。現地には、譲渡人、譲受人、行政書士が立ち会いました。今般申請地を譲り受け、住宅敷地を拡張する計画で杭打ちがしてありました。給排水はありません。雨水は敷地内砂利敷とし敷地内浸透処理します。なお、一部碎石を敷いているため始末書が添付されております。以上のことから周囲に及ぼす影響はないと考えますのでご審議をよろしくお願いします。

福田絹江議長

それでは、現地調査後の検討、協議の結果について部会長から報告願います。

(渡邊悦子農業委員挙手)

はい、渡邊副部会長。

渡邊悦子農業委員

住宅敷地拡張による5条申請です。始末書が添付されています。周りに及ぼす影響はないと考えます。ご審議の程よろしくお願いします。

福田絹江議長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。それでは情報発信活動部会以外の委員の方からご意見、ご質問がございましたらお受けいたします。

(大島一比古推進委員挙手)

はい、大島委員。

大島一比古推進委員

登記簿上は、山林で現況が畑ですが、無断で転用した場合など、何でわかるのでしょうか。

河合誠一事務局長

農地台帳で確認をしております。

福田絹江議長

他にご質問はございませんか。

(「なし。」との声あり)

ないようですので、質疑を終結し、採決を行います。番号1番については、原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号1番は原案のとおり『許可』することに決しました。

福田絹江議長

続きまして番号2番について担当委員の報告を求めます。

(星野由起夫推進委員挙手)

はい、星野委員。

星野由起夫推進委員

私は、議案第39号の2番を担当いたしました。本申請は倉ヶ崎地内におきまして、売買により一般住宅敷地を目的とした5条申請です。譲渡人、譲受人及び申請地等は資料のとおりです。位置図による説明です。豊岡児童館から南西150メートルに位置します。案内図です。豊岡児童館から南西150メー

トル進んだところに申請地があります。公図による説明です。登記簿地目、現況ともに田です。周囲の状況は東側が市道、西側が田、南側が田、北側が宅地です。現地には譲受人と行政書士が立ち会いました。申請地を一般住宅敷地に利用する計画で杭打ちがしてありました。給排水は公共の上下水道を利用します。雨水は敷地内浸透といたします。なお、ここを出入り口として利用し碎石が敷いてあったため、始末書が添付されております。以上のことから周囲に及ぼす影響はないと考えますのでご審議をよろしく申し上げます。

福田絹江議長

それでは、現地調査後の検討、協議の結果について報告願います。

(渡邊悦子農業委員挙手)

はい、渡邊副部長。

渡邊悦子農業委員

一般住宅敷地を目的とした5条申請です。事前に砂利が敷いてあるため始末書が添付されています。検討会議の結果、周囲に及ぼす影響はないと考えます。ご審議の程よろしく申し上げます。

福田絹江議長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。それでは情報発信活動部会以外の委員の方からご意見、ご質問がございましたらお受けいたします。

(加藤英利農業委員挙手)

はい、加藤委員。

加藤英利農業委員

側溝の水路は誰が引いたのですか。

川村光代主任

譲渡し人です。

加藤英利農業委員

ここは出入りするため買ったのですか。

渡邊悦子農業委員

はい。3番が取り下げになったというお話がありましたが、そこといっしょに買う予定だったということです。

福田絹江議長

3番が取り下げになったのはなにか事情があったのだと思いますので、今後申請が出されると思われます。

(川村光代主任挙手)

はい、川村主任。

川村光代主任

今回の申請に至った理由は、申請人が住んでいる母屋と同じ敷地内に息子さんが家を建てる予定なのですが、接道していないため建築許可がおりないということなので、接道している三角の入口の所から入り、上の台形の土地に息子さんが家を建てる予定でした。このため上の土地もいっしょに購入予定で申請が出されましたが、書類が足りないためそちらは取り下げとなりました。

(大貫宣秀推進委員挙手)

はい、大貫委員。

福田絹江議長

水路は農業用水ですか。それとも一般用水ですか。

大貫宣秀推進委員

農業用水です。

渡邊悦子農業委員

この土地が譲受人に名義が変わった場合、水路は譲受人のものだという主張はされないでしょうか。承諾のうえで売買されるのであれば問題ないと思いますが参考までに教えてください。

(川村光代主任挙手)

はい、川村主任。

福田絹江議長

配水の側溝、ここを通らないと接道にならないので、譲受人はずっとそのまま使わせてもらいたいということでしたので問題ないと思われます。

川村光代主任

他にご質問はございませんか。

福田絹江議長

(「なし。」との声あり)

ないようですので、質疑を終結し、採決を行います。番号2番については、原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号2番は原案のとおり『許可』することに決しました。

福田絹江議長

日程第10、議案第40号「非農地証明願について」を議題といたします。
番号1番に西巻光次いで担当委員の報告を求めます。

(西巻光次推進委員挙手)

はい、西巻委員。

西巻光次推進委員

私は、議案第40号の1番を担当しました。本申請は、日光市文挾町地内において宅地として利用している案件です。願出人及び願出地等はそれぞれ資料のとおりです。位置図による説明です。願出地は、文挾町地内、落合東小学校から北東へ約100メートルに位置した場所です。案内図による説明です。落合東小学校から大谷方面へ60メートルほど進み、文挾ため池の所を左折し、北へ120メートルほど進み右折してすぐ右手に願出地があります。公図による説明です。登記簿地目は畑、現況は宅地です。周囲の状況は、東側・南側は宅地、西側・北側は道路です。現地には願出人が立ち会い、杭打ちがしてありました。願出地は、昭和45年に居宅が建築されて以降、宅地として利用され現在に至っております。平成12年撮影の空中写真が添付されておりますので、21年以上経過しております。以上のことから隣接地に影響はなく証明することに問題ないと思っておりますのでご審議の程よろしくお願いいたします。

福田絹江議長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討、協議の結果について報告を願います。

(渡邊悦子農業委員挙手)

はい、渡邊副部長。

渡邊悦子農業委員

51年以上経過し、空中写真がありますとおり、宅地として利用し、部会として問題はないと考えましたのでご審議の程よろしくお願いいたします。

福田絹江議長

それでは情報発信活動部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

それでは質疑を終結し、採決を行います。番号1番について、この原案のとおり『証明妥当』とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号1番はこの原案のとおり『証明妥当』とすることに決しました。

福田絹江議長

続きまして、番号2番について担当委員の報告を求めます。

(福田隆夫推進委員挙手)

はい、福田委員。

福田隆夫推進委員

私は議案第40号の2番を担当いたしました。本申請は、日光市高德地内において原野となっている案件です。願出人及び願出地等はそれぞれ資料のとおりです。位置図による説明です。願出地は、高德地内、東武新高徳駅から船生方面の南東へ約2,3キロメートルに位置した場所です。案内図による説明です。東武新高徳駅から東へ300メートルほど進み右折し、南西へ道なりに1800メートルほど進み右折し、南へ130メートルほど進み旧温泉施設前を左折し、東へ120メートルほど進んだ先に願出地があります。登記簿地目は田、現況は原野です。土地利用図による説明です。用水堀がありまして、ここは石垣です。2筆です。雑草が生い茂り、この辺は笹と竹林で、歩くのがやっとの状態でした。現地には行政書士が立ち会い、用水路跡地にマークがありました。周囲の状況は、東側・西側・南側は青地、北側は青地・山林です。願出地は、約30年前に取得してから一度も作付けはしておらず、平成7年頃にはすでに原野(篠藪や竹林等)となっていたということです。平成7年撮影の空中写真が添付されておりますので、26年以上経過しております。証明するこ

福田 絹江 議長

とに問題はないと考えますのでご審議の程よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討、協議の結果について副部会長より報告を願います。

(渡邊悦子農業委員挙手)

はい、渡邊副部会長。

渡邊悦子農業委員

検討会議の結果26年以上が経過し、空中写真も添付しており部会として問題はないと考えます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

福田 絹江 議長

それでは情報発信活動部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

(加藤農業委員挙手)

はい、加藤委員。

加藤英利農業委員
星野由起夫推進委員

ここは、なにか別の目的に利用するのですか。

行政書士の話では施設の持ち主が一括して田と施設を買ったということです。今は他の方に売ったということを知っています。

(「なし。」との声あり)

福田 絹江 議長

それでは質疑を終結し、採決を行います。番号2番について、この原案のとおり『証明妥当』とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号2番はこの原案のとおり『証明妥当』とすることに決しました。

福田 絹江 議長

続きまして、番号3番について担当委員の報告を求めます。

(福田重勝推進委員挙手)

はい、福田委員。

福田重勝推進委員

私は議案第40号の3番を担当いたしました。本申請は、日光市土沢地内において宅地として利用している案件です。願出人及び願出地等はそれぞれ資料のとおりです。位置図による説明です。願出地は、土沢地内、土沢公民館から北東へ約80メートルに位置した場所です。土沢公民館東側の道路を北東へ80メートルほど進み左折し、北西へ60メートルほど進んだ右手に願出地があります。登記簿地目は田、現況は宅地です。土地利用図による説明です。周囲の状況は、東側は道路、西側は宅地、南側は道路、北側は田です。現地には願出人と行政書士が立ち会い杭打ちがしてありました。願出地は、平成4年に隣接地に居宅が建築されて以降、宅地の一部として利用され29年以上経過しております。平成12年撮影の空中写真が添付されております。以上のことから証明することに問題はないと考えます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

福田 絹江 議長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討、協議の結果について副部会長より報告を願います。

(渡邊悦子農業委員挙手)

はい、渡邊副部会長。

渡邊悦子農業委員

検討協議会の結果、29年以上経過し空中写真も添付されているということで何ら問題ないと考えます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

福田 絹江 議長

それでは情報発信活動部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

それでは質疑を終結し、採決を行います。番号3番について、この原案のとおり『証明妥当』とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号3番はこの原案のとおり『証明妥当』とすることに決しました。

福田 絹江 議長

続きまして、番号4番について担当委員の報告を求めます。
(福田重勝推進委員挙手)

福田重勝推進委員

はい、福田委員。

私は、議案第40号の4番を担当いたしました。本申請は、日光市木和田島地内において宅地として利用している案件です。願出人及び願出地等はそれぞれ資料のとおりです。位置図による説明です。願出地は、木和田島地内、猪倉小学校から北西へ約650メートルに位置した場所です。猪倉小学校南の交差点から北西へ550メートルほど進み左折し、南西へ130メートルほど進み右折し、北西に30メートルほど進んだ先に願出地があります。公図による説明です。登記簿地目は田、現況は宅地です。周囲の状況は、東側・南側・北側は田、西側は墓地です。願出地は、昭和60年に居宅が建築され36年以上経過しております。平成12年撮影の空中写真が添付されております。現地には行政書士と願出人が立ち会い、杭打ちがしてありました。証明することに問題はないと考えるのでご審議の程よろしくお願いいたします。

福田 絹江 議長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討、協議の結果について副部長より報告を願います。

(渡邊悦子農業委員挙手)

渡邊悦子農業委員

はい、渡邊副部長。

36年以上経過ということで空中写真も添付されておりましたので何ら問題はないと考えるのでご審議の程よろしくお願いいたします。

福田 絹江 議長

それでは情報発信活動部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

それでは質疑を終結し、採決を行います。番号4番について、この原案のとおり『証明妥当』とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号4番はこの原案のとおり『証明妥当』とすることに決しました。

福田 絹江 議長

続きまして、日程第11、議案第41号「農地法施行規則第95条の規定による意見の決定について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

(川村光代主任挙手)

川村光代主任

はい、川村主任。

本案件につきましては、令和4年5月23日付けで関東農政局長より農地法第46条の規定による国有財産の売払いに係る意見照会があったものでございます。国有財産売払いにつきましては、農地法第46条で定められていますが、売払いの相手方となることができる者として国有農地取得後において農地のすべてを効率的に利用すると認められる者ということになっております。今回は関東農政局より入札参加申請が出ている方が要件に該当するかどうか日光市農業委員会に意見を求めることとされていることから皆様にご審議していただくものです。現所有者は農林水産省です。買い受け申込者は資料のとおりです。この方は日光市内に農地を所有していませんが、日光市内の国有地を売払うため、関東農政局より日光市農業委員会に意見を求められています。そのため在住先である農業委員会への聞き取りや耕作証明書等の提出依頼を行い、また国に提出された資料を基に情報収集等を行いました。その結果、買い受け申込者は、水稻及び菜の花を1万1千608平方メートル耕作しており、農機具の保有状況、農作業従事者数から見て耕作能力に問題はないと思われれます。また、買い受け申込者は1920年創業の養蜂業を営んでおり今回足尾町の国有農

地を個人で取得する予定ですが、養蜂場として利用する計画です。栃木県を中心に約20の養蜂場を保有し、天然の蜂蜜を自家採取、また、生ローヤルゼリー、プロポリス、蜂の子、化粧品、鉢産品など各種商品を直販しております。また本件は農地法第3条第2項の各号に該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。よろしくご審議の程お願いいたします。

福田 絹江 議長

ただ今詳細な説明がありました。何かご質問はございましたらお受けいたします。

(加藤英利農業委員)

加藤英利農業委員
川村光代主任
加藤英利農業委員
川村光代主任

はい、加藤委員。

この場所は足尾のどの辺りですか。

足尾高等学校跡地のすぐ近くです。

何か植えるのですか。

蜂を飼って、周りに花を植えるとのこと。この方は群馬県でも蜂を飼っているのですが、クマとの戦いだとおっしゃっていました。

参考ですが、日光市の掲示板に入札の公示させていただいたんですが、この方しか入札に参加する方がいなかったようで7月12日に日光市の入札室において農水省と栃木県で日光市農業委員会事務局の立ち会いのもと入札が行われる予定です。

福田 絹江 議長

他に質問はございませんか。

(「なし。」との声あり)

ご質問がないようですので、質疑を終結し採決に入りたいと思います。

議案第41号について、原案のとおり『決定』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、議案第41号は、原案のとおり『決定』することに決しました。

福田 絹江 議長

日程第12、議案第42号「農業経営基盤強化促進法第19条（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

(鯉沼慶主査挙手)

鯉沼慶主査

はい、鯉沼主査。

議案第35号 農業経営基盤強化促進法第19条（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について、ご説明いたします。本議案については、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、日光市が作成した農用地利用集積計画案を決定するために審議をお願いするものです。今月は、利用権設定の案件がございます。総会資料は21ページから22ページとなります。今月の件数は3件で、面積合計は3筆で1万5千276平方メートルとなります。譲渡人、譲受人の住所、氏名及び土地の表示等は、申請のとおりとなります。内訳は、申請のすべてが日光市農業公社扱いの案件で、新規が3件となっております。設定をする者（貸し人）、設定を受ける者（借り人）の住所、氏名及び土地の表示等は、申請のとおりとなります。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議をよろしくお願いいたします。

福田 絹江 議長

説明が終わりました。ご質問はございますか。

(「なし。」との声あり)

ご質問がないようですので、質疑を終結し採決に入りたいと思います。

議案第42号について、この原案のとおり『決定』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よりまして、議案第42号は、この原案のとおり『決定』することに決しました。

福田絹江議長

日程第13、議案第43号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2（農地利用集積計画の公告）に基づく決定について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

(鯉沼慶主査挙手)

はい、鯉沼主査。

鯉沼慶主査

議案第36号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について、ご説明いたします。本議案については、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法の基本要綱の第9の3の(1)の規定により、日光市が作成した農用地利用集積計画案を決定するために審議を求められています。総会資料は23ページになります。件数は1件で、面積合計は、1筆で1千131平方メートルとなります。「設定をする者（貸し人）」、「設定を受ける者（借り人）」の住所、氏名及び土地の表示等は、申請のとおりとなります。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議をよろしくお願いいたします。

福田絹江議長

説明が終わりました。ここで神山会長職務代理者に議長を交代いたします。

(議長交代)

神山隆治職務代理者

農業委員会等に関する法律、第31条第1項「議事参与の制限」の規定により4番、福田絹江委員の退席を求めます。

(福田絹江農業委員退席 午後4時18分)

神山隆治職務代理者

ご質問はございませんか。

(「なし。」との声あり)

ご質問がないようですので質疑を終結し採決いたします。議案第43号について、この原案のとおり『決定』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして議案第43号については、この原案のとおり『決定』することに決しました。

福田絹江委員に着席を許可いたします。

(福田絹江委員着席 午後4時19分)

福田絹江議長

ここで議長を交代いたします。

(議長交代)

福田絹江議長

以上で、本日の総会に付議された案件の審議は、すべて終了しました。

これをもちまして、令和4年6月 日光市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会 午後4時20分

本議事録が正確であることを証するため、ここに署名する。

会 長

7 番 委 員

8 番 委 員